

第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針（原案（案））

※は、会員・連携会員、学協会、経済関係団体等から意見を聴取する際に原案の本文とあわせて提示することを想定（4月に総会に提示する案からは削除）

- 日本学術会議は、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 17 条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員の候補者を選考するため、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日日本学術会議）を踏まえ、第 26 期日本学術会議会員候補者（以下「会員候補者」という。）の選考に当たっての基本的な考え方等を以下のとおり定める。
- 会員候補者の選考は、コ・オペレーション（現在の会員が次期において会員となるべき者を選考する方式）による。会員は、コ・オペレーションにおいては「優れた研究又は業績」（法第 15 条第 2 項）についてもつばら会員各自の見識を基に判断することとなることを深く自覚した上で、わが国の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議の構成員としてふさわしい会員の候補者を推薦し及び選考するものとする。

1. 選考の日程

- 候補者の選考は、以下の日程を目途として所要の進めを進める。
 - ・ 選考方針の決定（総会）：令和 4 年 4 月
 - ・ 選考要領の決定（選考委員会）：同 9 月頃
 - ・ 会員・連携会員による推薦：同 11 月～令和 5 年 1 月末頃
 - ・ 選考委員会における選考：令和 5 年 2～6 月頃
 - ・ 候補者名簿の承認（幹事会）：同 6 月頃
 - ・ 候補者名簿の承認（総会（臨時））：同 7 月頃

2. 会員の候補者に求める資質等

- 会員候補者は、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞の実績、国際的な学術活動における功績、社会への貢献において学術的に特筆される活動等に照らして優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。
- 会員候補者の選考に当たっては、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。
 - 学術の動向及び社会の動向を的確に把握し、異なる専門分野間をつなぐことができること
 - 社会と対話する能力を有すること

3. 会員候補者の選考

(1) 専門分野の構成

- 学術の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの会員候補者の選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

あわせて、次期における重点事項、中長期的・分野横断的課題等を現時点で以下のとおり想定し、日本学術会議としてこれらに適切に取り組むことができるよう会員候補者を選考する。

- ① カーボンニュートラル（ネットゼロ）
- ② パンデミックと社会
- ③ 研究力強化
- ④ 国際的な取組

※ 次期に引き継ぐべき重点事項や中長期的・分野横断的に取り組むべき課題等については、幹事会、部会、分野別委員会等で引き続き議論を重ね、最終的に第25期の期末までに幹事会等において当該課題等をそれぞれ決定することとし、その過程において上記①～④が変更され、又は他の課題等が加わることを妨げるものではない。

- 選考に当たっては、会員は満70歳に達した時に退職する（法第7条第6項）こととされていることを念頭に、2. に掲げる会員候補者に求める資質等を有し、原則として第26期を通じて会員として日本学術会議の活動に貢献しうる者を会員候補者とする。

(2) 選考に当たって考慮すべき観点

- 次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。

① ジェンダーバランス

将来的には【会員における男女の比率をいずれも●%（or 40%）以上にすること】（別案【性別に偏りが無い会員構成】）を目指すこととしつつ、現状においては女性の割合が少ない学術分野で特定の女性に役割や業務が集中する傾向が見られることにも留意し、第26期当初においては第25期当初の女性会員の割合（37.7%）【と同程度の】（別案【を下回らない】）女性会員の割合とすることを目指す。

② 地域分布

近年のオンライン会議の飛躍的な普及も念頭に、地方に活動の拠点を置く会員候補者の積極的な選考に努める。その際、地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよう、各地区にバランスよく会員が確保されるとともに、各地区内での会員の地理的分布においても過度の偏在が生じないように留意する。

③ 主たる活動領域

法曹界、医療分野、産業界といった大学や研究機関以外の実務の現場を主たる活動領域として優れた研究又は業績を有する会員候補者の積極的な選考に努める。

④ 年齢構成

会員の年齢構成において多様性を確保するとともに、次世代を担う若手科学者を選出して活躍の場を与えることにも留意する。

(3) 選考の手続

- 会員の選考の手続は、日本学術会議会則(平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。)第 8 条及び日本学術会議の運営に関する内規(平成 17 年 10 月 4 日・日本学術会議第 1 回幹事会決定)第 6 条によるほか、以下のとおり行う。
- 選考委員会における会員候補者の選考は、選考委員会が自ら行う選考と選考委員会の下に設ける部別の選考分科会(以下「選考分科会」という。)を通じて行う選考とを組み合わせで行う。
- ※ コ・オペレーションによる選考の過程に投票の仕組みを取り入れることの可否については、会員構成の多様化への要請との調和、投票の位置づけ(選考委員会等における必要な手続/選考委員会等の判断で選択し得る手段)、投票を行う段階、投票の方式(順位付け投票/候補者各人又は候補者名簿に対する信認投票等)、投票に代わる手段による説明責任確保の可能性等の観点から引き続き検討する。
- 選考委員会が自ら行う選考に係る会員候補者の数及び選考分科会を通じて行う選考に係る会員候補者の数については、前期に比して前者を拡大した上で選考要領においてそれぞれ具体的に定める。
- 各選考分科会における分野別の会員候補者の選考に際しては、分野の異なる委員の参画を得てより多面的な視点から審議を行う。

(4) 情報提供の求め

- 日本学術会議は、会則第 36 条第 4 項に基づき日本学術会議協力学術研究団体に会員の候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関(府省庁を除く。)その他の選考要領で定める機関又は団体に情報提供を求める。
- ※ 各機関又は団体に情報提供を求める候補者の人数の上限、提供を求める情報の範囲等については、寄せられた意見を踏まえて引き続き検討する。

4. 選考過程に係る情報の公表

- 候補者の選考過程について、本選考方針、選考要領等を日本学術会議の HP 等に掲載することとし、掲載する具体的情報は、選考要領において定める。

5. 連携会員の候補者の選考の考え方

- 連携会員については、2. 及び3. を勘案して候補者を選考することを基本とした上で、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む。）、設置数等の見直しと関連して候補者の推薦・選出方法、任命の時期等の検討を行い、選考要領において選考の具体的な手続等を定める。

6. その他

- 選考委員会は、本選考方針に基づき、候補者の選考に係る具体的な基準や選考に当たって考慮すべき事項の細目、選考委員会における選考の方式等を定めた選考要領を策定し、公表する。